

環境省 同時発表

平成 27 年 3 月 30 日

家電リサイクル制度の施行に関する基本方針の一部を改正しました。

「特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針の一部を改正する告示」が、本日公布されました。本告示は、「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(平成 26 年 10 月産業構造審議会・中央環境審議会合同会合)の提言等を踏まえ、家電リサイクル制度の施行に関する基本的な方針を追加するものです。

併せて、平成 27 年 2 月 14 日(土)から平成 27 年 3 月 15 日(日)にかけて実施した、「特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針の一部を改正する告示(案)」に対する意見の募集(パブリックコメント)について、その結果及び意見に対する考え方について取りまとめたのでお知らせします。

1. 改正の趣旨

特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号)については、平成 20 年 2 月に報告書をとりまとめた前回の見直しから 5 年が経過し、再度見直しを行うこととされた時期となつたため、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクル WG 及び中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会の合同会合において、家電リサイクル制度の評価・検討が行われ、平成 26 年 10 月に家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書がとりまとめられました。

同報告書を踏まえ、「特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針」(平成 11 年環境庁・厚生省・通商産業省告示第 1 号)に盛り込むべき次の事項を追加するものです。

2. 改正の内容

(1) 回収率目標について

社会全体として適正なリサイクルを進めるため、国、製造業者等、小売業者、市町村、消費者といった各主体が積極的に回収促進に取り組むための共通政策目標として「回収率目標」を規定します。

(2) 高度なリサイクルについて

今後ともリサイクルの「質」を高めていく観点から、金属や素材の一層の分別回収や水平リサイクルを促進すること等、製造業者等による高度なリサイクルの取組を促進

することを規定します。

(3) その他

上記のほか、家電リサイクル法の施行に関して、今後の基本的な対応方針として位置付けることが適当と考えられる以下の点について規定します。

- ・国による小売業者の引渡義務違反等への監督の徹底
- ・国によるリサイクル料金の内訳の公表
- ・各主体の連携による、消費者等への効果的な普及啓発の実施
- ・使用済み製品の適切な輸出の促進

3. 意見募集の結果

平成 27 年 2 月 14 日(土)から平成 27 年 3 月 15 日(日)までの間、「特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針の一部を改正する告示(案)」について、国民の皆様から意見の募集(パブリックコメント)を実施いたしました。

(1) 提出された意見数

意見提出者数 4 名

意見総数 5 件

(2) いただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

いただいた御意見の概要と御意見に対する考え方は、別添のとおりです。

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務情報政策局情報通信機器課長 三浦

担当者：伊藤、守安、森

電話：03-3501-1511(内線 3981～6)

03-3501-6944(直通)

「特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針(案)」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方(別添)

番号	御意見(全文)	御意見に対する考え方
1	<p>近時水銀に関する水俣条約が採択されたことから、水銀の再商品化等については、特に配慮が求められると思います。</p> <p>そして、特定家庭用機器には、蛍光管を使用した液晶テレビ等、水銀を使用したものがあります。したがって、本件告示案に水銀の再商品化等についての記述を加えるべきだと思います。</p>	<p>特定家庭用機器の部品に含まれる水銀に関しては、特定家庭用機器再商品化法ではなく、廃棄物処理法に基づく処理基準により適正な処分方法を定めています。</p> <p>したがって、特定家庭用機器の部品に含まれる水銀の処理について、特定家庭用機器再商品化法の基本方針に定めることは適当ではないと考えます。</p>
2	<p>孤独死の場合の遺族、又は物件管理者又は所有者の整理に係る利便性を図ることは出来ないか？</p> <p>通常、この整理にあたる業者は一般廃棄物処理業者が当たることはなく、いわゆる整理業が担当するケースが多いが、廃棄物法の壁によりこれらを処分業者又は処分場に持ち込むことができない。</p> <p>遺品整理の場合、遺族の地理的隔たりや、管理会社を含む住宅供給側のコスト増などを含む問題が生じており、遺品整理業者がこれらを包括的に行うことができれば、各所の経済的利便性が大きく高まる。取り扱う廃棄物の種類の多い産業廃棄物収集運搬業など一定の基準をクリアできる業者にRKCへの登録を担保させるなどの方法で取扱いを許可する等ができれば、各所の処理が平易になり消費者、住宅供給側にとってのメリットが向上し、不動産を中心とした経済活動に弾みをつけることにもなる。</p> <p>また、古物商の許可を持つものであれば再商品化を行う事により、廃棄物としてのリサイクル処理ではなく、リユースとして市場に戻すこともできる。</p> <p>これらは、自治体の負担軽減につながるものであり、再商品化によるリデュースの促進になる考えられる。</p>	<p>遺品が一般廃棄物に該当する場合は、当該遺品の収集運搬を行う事業者は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受ける必要があります。一方、家電リサイクル券センター(RKC)は、特定家庭用機器廃棄物廃棄物の収集・運搬、再商品化の管理に必要な管理票を運用するため、特定家庭用機器再商品化法において廃棄物処理法上の許可が不要とされている小売業者が登録されているものであることから、RKCへの登録をもって一般廃棄物収集運搬業の許可を不要とするのは適当ではないと考えます。</p> <p>なお、遺品がリユース品としての市場性が認められる場合は、特定家庭用機器再商品化法の再商品化義務の対象とはなりません。</p>
3	<p>本項に「関係者の“それぞれの立場からの積極的な取組と協力の下、使用済製品の再使用の促進を図りつつ”」を加えたことは、特定家庭用機器の再使用(Reuse)をより高めることとなり非常に良いと思います。すなわち、再商品化等の基本的方向で定義されている“使用済製品の再使用”は環境への負荷の少ない循環型経済社会システムの構築にリユース事業者を含めた関係者の貢献が期待できるからです。そこで、より再使用の強化を図る表現にするため、本文6行目から次の内容にしてはと思います。</p> <p>「それぞれの立場からの積極的な取組と協力の下、使用済製品の再使用の促進と市町村、製造事業者等、小売業者及び国民に対する啓蒙を図り、平成三十年度時に、」。</p> <p>国が進める2R推進のための意識の向上に繋がると考えます。</p>	<p>使用済製品の再使用を通じた特定家庭用機器廃棄物の排出の抑制に関しては、現行の基本方針の二において、「国は、特定家庭用機器の購入及び使用に当たって、不必要的買換えを抑制するとともに、耐久性に優れ、また、修理のしやすい特定家庭用機器の選択、適切な使用方法の遵守、故障時の修理の励行、使用済製品の再使用等を通じ、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めることが必要である。また、特定家庭用機器廃棄物の排出の抑制を促進するため、特定家庭用機器の耐久性の向上に関する調査研究、消費者及び事業者に対する普及、啓発その他の施策を講ずるよう努めることが必要」としているところです。</p>
4	<p>回収率の目標を設定することについては、国民のリユースに対する考えが縮小するばかりか、かえって廃棄物が増えてしまい、リユースの機運すら低下することになりはしないか懸念します。リサイクルの費用は国民の負担であるから、国内、海外を問わず可能な限りリユースを行う体制構築を図って頂きたいと思います。そこで、基本方針の15行目「五十六パーセント以上とすることを目指し、」のあとに、「かつ、使用済製品の再使用を積極的に推し進めつつ、」を加えて頂きたいと思います。そうすることで市町村、製造業者等、小売業者、国民が広く再使用を意識できると思います。</p>	<p>回収率目標は、不法投棄や不適正輸出など、不適正な処理を低減するために設定されたものであり、適正なリユースを阻害しないと考えております。</p> <p>また、使用済製品の再使用を積極的に推し進めることについては、今回の改正案において「特定家庭用機器に係る使用済製品の促進を図りつつ」と記載しております。</p>
5	<p>回収率の算出の方法がよくわからないが、もし、「出荷がいつだったかを問わず当該年度に回収等した数量 ÷ 当該年度の出荷等の数量」ならば、例えば新しく購入しても前の製品も使用を続ける家庭が増えるだけでも率は下がるので、不適当であり、数値目標を設定するべきでない。</p>	<p>エアコン、テレビは世帯当たりの保有数量が近年大きく変化がないこと、冷蔵庫、洗濯機は一世帯に一台が一般的であること、当面は世帯数が大きく変わらないと想定されることから、今後、買い替えではない新規購入が大幅に増えることは想定しにくいものと考えております。</p> <p>なお、将来的には、適正に回収・リサイクルされた台数の特定家庭用機器廃棄物の排出台数に対する割合で回収率目標を設定できるよう、排出台数の推計精度の向上に取り組んでまいります。</p>